

11. 港湾運送事業料金表

1) 港湾荷役料金表

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

(平成12年11月 1 日届出・実施)

(平成26年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品目					金 額	
					接岸本船 上屋・野積場内	接岸本船 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入			1, 193	1, 066
		空			1, 014	905
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			2, 305	2, 112	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積20 トン未満のもの）			1, 803	1, 653	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積20 トン以上のもの）			2, 524	2, 298	
包 装 品	袋 物			3, 156	2, 883	
	ベ ー ル 物			3, 071	2, 802	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）			3, 460	3, 183
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）			2, 524	2, 298
		青 果 類			2, 594	2, 355
		冷凍品・冷蔵品			—	5, 006
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			2, 378	2, 199	
	巻 取 紙（内地産）			1, 908	1, 706	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材	1, 739	1, 563
				北洋材	2, 361	2, 188
			製 材		1, 870	1, 689
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			2, 803	2, 520	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			2, 700	2, 467
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル			2, 297	2, 100
	石 材			2, 751	2, 556	
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			1, 861	1, 667	
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			2, 578	2, 347	
	砂 糖			2, 493	2, 312	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当た

り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

2) 港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月 1 日届出・実施）
（平成26年 4 月 1 日実施）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金 （1 トンにつき 単位円）

品 目				金 額	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		586	
		空		498	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,412	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積20 トン未満のもの）			1,110	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積20 トン以上のもの）			1,465	
	包 装 品	袋 物			1,885
ベ ー ル 物			1,813		
カートン ケ ー ス クレート		雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		2,185	
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1,465	
		青 果 類		1,469	
		冷凍品・冷蔵品		3,713	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,561	
	巻 取 紙（内地産）			949	
	木 材	水落としのもの	原 木		639
		岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材	902
				北洋材	1,574
			製 材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,466	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,619	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル		1,378	
	石 材			1,868	
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			938	
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			1,496	
	砂 糖			1,674	

（1）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

（2）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（1）大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（2）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜 (16時30分から21時30分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律） 1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1 トンにつき 1 円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律） 1 トンにつき 3 円50銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

（1）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（2）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

（1）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（2）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（3）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役に係る別掲料金表

1. ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（1 碇泊、1 船艙につき）

（単位：円）

区 分	昼 間	夜 間
2,000G／T未満	5,950	8,370
2,000～4,000G／T	8,960	12,540
4,001～6,000G／T	14,940	20,950
6,001G／T以上の一般貨物船	29,940	41,950
外航撒貨物船	35,960	50,330
スチール・ハッチ装備船（自動開閉式に限る） の中蓋開閉作業を行った場合	5,950	8,370

備考

- （1）碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。
- （2）特殊船倉（ディーブタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。
- （3）本作業が昼夜間に分れた場合は、それぞれの料金の半額を合算して申し受けます。

2. スタンバイ・ギア手伝料金（1 碇泊、1 船艙、1 セットにつき）

（単位：円）

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下及びトリミング	39,800	59,500
トリミング	23,670	35,210

備考

- （1）1セットの意味はデリック、ウインチ等ギヤーの一組をいう。
- （2）デリックの上下及びトリミングとは、荷役開始時にデリックが降りたまになっている状態から1st Slingが通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。
- （3）トリミングとはデリックが、Set upされている状態から1st Slingが通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。
- （4）中間時のギヤーの段取替えやトリミング（デリックの上下を伴う）については、上記料金を支払った上は回数に関係なく無料となる。
- （5）昼間、夜間の区分は最初に本作業に取りかかった時刻を基準とする。

3. エキストラ・レバー料金（1人につき）（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	32,010 標準
半夜（16：30～21：30）	32,010 標準
後夜（21：30～04：30）	36,510 標準

備考

手配取消の場合、手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降作業開始時間（当日8時30分）1時間前までに取消の場合は本料金の6割、それ以降取消の場合は10割とします。

4. {カーペンター料金
ラッシャー料金

船積貨物固定、区画料金表を適用します。

5. スーパー・バイザー料金（1人につき）（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	37,670 標準
半夜（16：30～21：30）	37,670 標準
後夜（21：30～04：30）	42,950 標準

備考

特別の業務に従事した場合に限り適用します。

6. 最低料金（単位：円）

区 分		9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
後夜	21：30～04：30	255,310	391,490	527,680	663,860	765,980

備考

本料金は、基本料金と待機料金及び割増料金の合算額が上記金額に満たない場合に適用します。

7. 荷繰作業料金

作 業 形 態	料 金 内 容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金＋はしけ運送料金＋船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金＋沿岸荷役料金＋船内荷役料金

本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金）・（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

8. 本船直移し作業料金

作 業 形 態	区 分	料 金 内 容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金＋（船内荷役料金× $\frac{1}{2}$ ）

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

9. 後夜荷役割増料金（21：30以降）

13割とします。

10. 日曜日、祝祭日荷役割増

日曜日、祝祭日に荷役した際は、諸料金（待機料金、最低料金）及び別掲料金の各項料金についても夫々10割とします。

11. 土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役については、6割増とします。

12. 消費税及び地方消費税の加算

（1）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（2）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

（3）免税となる取引には適用しません。

作業構成員数（標準）の区分

待機料金、最低料金に関する作業構成員数の区分別該当品目は下表のとおりとします。

作 業 構 成 員 数	品 目
9人以下 (7.5人)	北洋材（水落し・岸壁揚共）、南洋材（水落し・岸壁揚共）、米国材（岸壁揚）、撒貨物（バケット取り）
10人～13人 (11.5人)	パレタイズ貨物、バンパック、プレスリング、バッグコンテナ、コンテナ、ノックダウン自動車、鋼材、角材（水落し・岸壁揚共）、自動車（ロールオン船を除く）
14人～17人 (15.5人)	雑貨、化学品、非鉄原料、機械類（5トン未満・5トン以上共）、巻取紙、タイヤ、石材、撒貨物（もっこ取り、さらえ）
18人～21人 (19.5人)	袋物、銑鉄、地金、ボール物
22人以上 (22.5人)	青果、冷凍品、冷蔵品

3) 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月 1 日届出・実施）

（平成26年 4 月 1 日実施）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1 トンにつき 単位円）

品目					金 額			
					接岸本船船側・はしけ内		接岸本船船側・はしけ内	
					↔ 上屋・野積場内	↔ 上屋・野積場前		
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入			670	536		
		空			569	455		
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,014	811			
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			788	630			
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,192	954			
包 装 品	袋 物			1,437	1,150			
	ベ ー ル 物			1,420	1,136			
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）			1,457	1,166		
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）			1,192	954		
		青 果 類			1,262	1,010		
		冷凍品・冷蔵品			—	1,556		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			942	754			
	巻 取 紙（内地産）			1,059	847			
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材	929	743		
				北洋材	911	729		
			製 材		949	759		
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,484	1,187			
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,223	978		
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル			1,040	832		
	石 材			1,028	822			
	撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			1,021	817		
鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			1,218	974				
砂 糖			950	760				

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

②「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
	昼間 (8時30分から16時30分まで)	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分から21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき 単位円）

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	13	9
織 維 原 料 類	57	43
青 果	57	43
窯 製 品	68	57
そ の 他 の 貨 物	100	81

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、又、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役に係る別掲料金表

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←→上屋、野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一 般 貨 物	上屋内料金の 8 割
徹 貨 物	上屋内料金の 3 割

ただし、徹貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類徹は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲Ⅱ－１－(1)及び前項１に先行又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の 4 割とします。

3. エキストラ・レバー料金（１人１日につき）

船内別掲料金と同じ。

4. 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

(備考) 前項の 1. 2. の料金に対しては沿岸荷役料金表の「2. 割増料金」「3. 割引料金」「4. 待機料金」「5. 最低料金」「6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金」「7. 看貫作業料金」「8. 仕訳作業料金」「9. はい替作業料金」「10. 上屋保管料金」及び料金の適用方の規定を準用します。

4) 港湾荷役料金表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

(平成 12 年 11 月 1 日届出・実施)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役

(2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1 トンにつき 単位円)

品目					金 額	
					本船内↔ 上屋・野積場内	本船内↔ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入			785	728
		空			666	618
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,891	1,754	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1,481	1,374	
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			2,058	1,895	
包 装 品	袋 物			2,582	2,386	
	ベ ー ル 物			2,510	2,316	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）			2,851	2,652
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）			2,058	1,895
		青 果 類			2,109	1,937
		冷凍品・冷蔵品			—	4,218
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,968	1,840	
	巻 取 紙（内地産）			1,259	1,169	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材 南洋材	1,400	1,274
				北洋材	1,959	1,834
	製 材			1,513	1,384	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			2,258	2,056	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,898	1,795
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル			1,614	1,526
	石 材			2,290	2,150	
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			1,494	1,356	
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			2,103	1,937	
	砂 糖			2,070	1,941	

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品目				金 額		
				本船内↔ 上屋・野積場内	本船内↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		781	625	
		空		663	530	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,182	945	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			918	735	
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,388	1,110	
包 装 品	袋 物		1,674	1,339		
	ベ ー ル 物		1,655	1,323		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1,698	1,359	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1,388	1,110	
		青 果 類		1,470	1,177	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,812	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,097	878	
	巻 取 紙（内地産）			1,234	987	
	木 材	岸壁場のもの	原 木	米国材 南洋材	1,082	866
				北洋材	1,061	849
			製 材		1,105	884
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,729	1,383	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,425	1,140	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル		1,212	970	
	石 材			1,197	958	
	撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍礦石（粉）			1,190	952
鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			1,420	1,136		
砂 糖			1,106	885		

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷） 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷） 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

5) はしけ運送料金表

(平成12年11月1日届出・実施)
(平成26年4月1日実施)

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
	港湾内運送
	通常の港湾内
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258
撒 貨 物	1,135

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送 日曜日・祝祭日運送	16時30分から21時30分までの間における運送 日曜日・祝祭日における運送	基本料金の4割増 基本料金の3割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	133
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	66

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞船料金

積載貨物トン数1 トン1 日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最低料金

本料金は、1 運送の引受料が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円50 銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもって、それぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

6) いかだ運送料金表

(平成12年11月 1 日届出・実施)
(平成26年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

本船沖取－仕訳筏組

(1 立方メートルにつき 単位円)

品 目		金 額
原 木	米 国 材	999
	南 洋 材	849
	北 洋 材	1,228

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し、曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

区 分	金 額
昼間 (8時30分から16時30分まで)	28,040
半夜 (16時30分から21時30分まで)	43,620

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円09銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. その他

(1) 特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等）、及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

7) 検数料

◎ 一般社団法人全日検

◎ 一般社団法人日本貨物検数協会

(平成7年8月4日認可)

(平成7年8月12日実施)

I. 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位 円)

品 目			一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実 入		95. 80	92. 50	88. 30
	空		91. 30	88. 20	84. 20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車			135. 70	115. 30	101. 90
袋物・ベール物			180. 70	153. 70	135. 70
冷凍品・冷蔵品			375. 60	293. 10	266. 80
木 材	水落しもの	南 洋 材	100. 60	97. 10	92. 70
		その他材	164. 70	140. 00	123. 70
	岸壁揚のもの				
鋼管（口径 12 インチ以上） 鉄 鋼 コ イ ル			135. 70	115. 30	101. 90
一 般 鋼 材 （工場岸壁扱いのもの）			228. 10	178. 00	162. 20
専 用 船 揚積貨物	コンテナ	実 入	62. 70	56. 10	50. 40
		空	59. 80	53. 50	48. 00
	ノックダウン自動車		95. 50	86. 50	78. 60
	パ ル プ		124. 00	112. 80	101. 30
一 般 雑 貨			267. 50	208. 60	190. 10

(注) 1. 一類港、二類港及びその他の港湾は、別紙のとおりです。

2. 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

3. コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6 割増
土 曜 日 作 業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	（注）の港湾において12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

（注）冬期作業割増が適用される港湾は、次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8時30分から16時30分まで)	4,557	3,555	3,235
半夜 (16時30分から21時30分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低の料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8時30分から16時30分まで)	36,150	28,200	25,660
半夜 (16時30分から21時30分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分ごとに当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき 単位円)

	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

7. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律） 1 トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律） 1 トンにつき 35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10. その他

(1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物・海難貨物等）、雨天、雪天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立会作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ポートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

別紙

一類港とは、

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、荏田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼杵港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港、及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等料金表

1. 料金表Ⅱ－10－(4)に係る作業および書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

(イ) パレタイズ立会料金 1 トンにつき 428円

(ロ) ブロックストウェーじ作業 エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

(イ) 輸出免状整理料金 免状 1 件につき 390円

(ロ) 輸入ボートノート作成料金 1 通につき 740円

(ハ) CLP作成料金 1 件につき 2,600円

(ニ) CERTIFICATE (証明書) 作成料金 1 件につき (2 通 正・副) 2,600円
1 通増すごとに 650円

(ホ) ファイナルストウェーじプランおよびブロックストウェーじプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

(ヘ) 撤貨物 (穀飼類を除く) 等の本船書類整理料金 1 トンにつき 90円

2. 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

(1 トンにつき 単位円)

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類・危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類・危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類・非鉄金属	498.80	389.50	355.20

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物 (引火点摂氏27度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3. 割増料金

(1) 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金－1）に対して、それぞれの料金の **6割増** とします。

(2) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金、エキストラ料金－1）に対して、それぞれの料金の **10割増** とします。

(3) 深夜作業（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の **13割増** とします。

翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の **13割増** とします。

(4) 深夜待機料金

（1口1時間につき 単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	10,481	8,177	7,441

(5) 深夜最低料金

（1口につき 単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	77,200	60,200	54,900

上記1－(1)、1－(2)－(へ)、および2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引ます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること
- (2) 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること・・・とは
同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えるもの・・・とは
1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 同一貨物とは、料金表の類似品目表区分(P75～P76)とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1. 1人1シフト当たり

昼間(08時30分から16時30分)		46,400円
半夜(16時30分から21時30分)		39,000円
深夜(21時30分から05時00分)		98,500円

(注) 上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2. 1人1ヶ月当たり

時間外を含まない場合		809,000円
時間外1時間につき		3,990円
時間外25時間以内を含む場合		891,000円

※ 消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

但し、免税となる取引には適用しません。

類似品目表

品目		類似品目	
コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（在来船扱いのもの）	
	空	20・40型コンテナ空（在来船扱いのもの）	
ユニタイズ貨物		パレタイズ・プレスリング貨物（1ユニット内の個数無関係のもの）・車輛・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（1個当たり5トン以上のもの）	
ノックダウン自動車		ノックダウン自動車（1港1船積1,000トン以上）	
袋物・ペール物		肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイブ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
冷凍品・冷蔵品		冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）	
木材	水落しのもの	南洋材	
		米材・その他	
	岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）	
鋼管（口径12”以上）		鋼管（口径12”以上のもの）	
鉄鋼コイル		鉄鋼コイル	
一般鋼材		工場専用岸壁扱いのもの	
専用船 揚積貨物	コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）
		空	20・40型コンテナ空（コンテナ専用船扱いのもの）
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの		
	パルプ専用船扱いのもの		
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・乾燥獣皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実	
	機械器具類	機械（1個当たり5トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・單車・自転車・CKD（1港1船積1,000トン未満）	
	窯製品類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類	
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
	鉱石類	鉱石（袋物）・石材	
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ	
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
	屑鉄類	屑鉄（撒を除く）	
	青果類	野菜・果実（冷凍品、冷蔵品を除く）	
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材（口径12”未満の鋼管を含む）	
	車輛・舟艇	車輛・舟艇（単体20トン未満のもの）	
	製材	製材（撒）（はしけ・岸壁取り）	

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・バール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に 手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A) (C) 以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ（口径4～8インチのもの）・青果類・ オートパーツ・缶詰・機械類（1個当たり5トン未満のもの）・その他
	(C) ユニタイズ貨物	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴッ ト・牧草・葉タバコ・機械類（1個当たり5トン以上のもの）・その他

係数適用表

①	ALFALFA HAY CUBE	アルファルファヘイキューブ	2.0
	ALFALFA MEAL (P'BAG)	アルファルファミール (紙袋)	1.9
	ALMOND SHELL MEAL	アーモンド殻粕	1.6
	ALMOND	アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
②	BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
	BARLEY	大麦	1.2
	BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット (イラン産)	1.8
	BEET PULP PELLET (USA)	ビートパルプペレット (米国産)	1.3
	BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ (麻袋)	3.0
	BEET PULP (BALE)	ビートパルプ (ベール)	2.5
	BLACK MATPE	ブラックマッペ	1.2
	BLOOD MEAL	血粉	1.5
	BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL	骨粉	1.5
	BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
	BRAN	ふすま	1.8
	BUCKWHEAT	そば	1.5
	BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
③	CANARY SEED	カナリーシード	1.3
	CASEIN	カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
	CASTOR SEED	ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
	CATTLE HOOF	牛のひづめ	2.8
	CHARCOAL	木炭・炭	2.0
	CHESTNUT	栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN	ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
	COCOON	かいこ (まゆ)	2.3
	COCOON MEAL	まゆくず	1.5
	COPRA	コブラ (椰子)	2.0
	COPRA MEAL	コブラ粕	1.5
	CRUSHED BONE	砕骨	1.4
	COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕 (粒状)	1.2

	COTTON SEED	綿実	2.0
④	DRUM (STEEL)	ドラム (鉄製)	11.0
	DRUM (FIBER)	ドラム (ファイバー)	7.7
⑤	FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
	FEED PELLET	飼料 (粒状)	1.8
	FEED SCREENING	飼料粕	1.2
	FEED OATS	カラス麦	1.8
	FISH MEAL (DOMESTIC)	魚粉 (国産)	1.4
	FISH MEAL (IMPORT)	魚粉 (輸入)	1.8
	FLAX SEED	亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED	花種子	1.5
⑥	GREEN PEA	グリーンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
	GROUNDNUT	落花生	1.6
⑦	HEMP SEED	大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
	HOP	ホップ (球果状)	2.8
⑧	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
⑨	JUTE YARN	黄麻センイ	3.0
⑩	KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
⑪	LACTOSE	ラクトーゼ (乳糖)	1.5
⑫	MALT	麦芽 (ビール麦)	1.7
	MAIZE	とうもろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL (CHINA)	とうもろこし固形状粕 (中国産)	3.3
	MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
	MEAT MEAL	肉粕	1.4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
	MILK (P'BAG)	ミルク (紙袋)	1.5~1.9
	MILK POWDER	粉ミルク	1.5
	MILLET	もろこし類	1.2
	MILLET SEED	きび種	1.3
	MILO	マイロ (もろこしの一種)	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
	MUSTARD SEED	からし種子	1.3
⑬	NIGER SEED	植物の種子	1.5
⑭	OATS	えん麦	1.8
	OAT HUSK	えん麦の皮	3.0
⑮	PALM KERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
	PELLET	粒	1.3

	POLLARD	ポラード	1.8
Ⓡ	RAPE SEED	ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN	小豆	1.2
	RICE BRAN	米ぬか	1.8
	RICE	米	1.3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
	RYE	ライ麦	1.2
Ⓢ	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
	SESAME SEED	ゴマ	1.5
	SEA WEED	海草	1.5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
	SILK WORM	まゆ	1.4
	SOYA BEAN	大豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1.5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
Ⓣ	TAPIOCA (THAILAND)	タピオカ (タイ国産)	2.2
	TAPIOCA FLOUR	タピオカ粉	1.3
	TAPIOCA	タピオカ	1.3
	TEA	茶	4.0
Ⓦ	WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

8) 鑑定・検査料

令和6年4月1日実施

◎鑑定料

(1) 料金の種類及び額

①基本料金

(単位 円)

種 目		基 準	金 額
1. 倉口検査		3 倉まで 4 倉目から 1 倉につき	21,330 5,980
2 積 付 検 査	(1) 普通貨物	積込トン数1,000トンまで 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について100 トンまでを増すごとに	22,660 1,580
	(2) 特殊貨物	積込トン数200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	22,660 364
	(3) 危険物	積込トン数200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	34,010 545
	3. 喫水検査		
		ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000トンまで 1 トンにつき 10,000トンを超え 20,000トンまで 1 トンにつき 20,000トンを超え 30,000トンまで 1 トンにつき 30,000 トンを超え 40,000トンまで 1 トンにつき 40,000トンを超え 50,000トンまで 1 トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで 1 トンにつき 100,000 トンを超えるもの 1 トンにつき ただし、(1) 上記料金は積算方式により算定します。 (2) 中間検査を行った場合は、1 回につき	10.89 9.15 6.12 3.41 1.74 0.19 0.00 24,000
		イ 割引料金 同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額 30%に相当する額を、当該引き受けにかかる請求額から割り引きます。 a. 3 ヶ月以上の長期契約があること。 b. 1 ヶ月以内に 2 回以上の委嘱があること。	

4. はしけ、機帆船等 (デッドウェイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定		1 隻につき検定トン数100トンまで 100 トンを超える場合は、超えるトン数10 トンまでを増すごとに	16, 540 725
5 本 船 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 検 査	(1) 液量検定	イ 本船油槽 鉍油 (1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス (1 槽 1 測度につき) 危険物 (1 槽 1 測度につき) ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、3 槽目から 鉍油 (1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス (1 槽 1 測度につき) 危険物 (1 槽 1 測度につき) ロ 油槽はしけ 動・鉍油 (検定量 1 キロリットルにつき) 植物油・化学成品 (検定量 1 トンにつき) 危険物 (検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき)	6, 710 12, 050 33, 340 4, 670 8, 430 23, 360 46. 70 100. 30 246
	(2) 清掃検査	イ 本船油槽 鉍油・化学成品 (1 槽につき) 動・植物油 (1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上検査した場合は、2 槽目から 鉍油・化学成品 (1 槽につき) 動・植物油 (1 槽につき) ロ 油槽はしけ 鉍油・化学成品 (1 槽につき) 動・植物油 (1 槽につき)	17, 430 24, 250 12, 050 17, 050 8, 340 14, 370
6. 貨物の損害及び 原因鑑定		検査貨物の正品価額の0.7%以内とします。	

- (注) 1. 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします
2. 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。
3. 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

②割増料金

種 別		内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき1人 2,433 円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業	毎1時間につき1人 2,919 円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業、 ただし深夜から引き続きの場合は(2)による。	毎1時間につき1人 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭 日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ) 8時30分から21時30分までの間における作業 ロ) 21時30分から8時30分までの間の作業	イ) 毎4時間以内につき1人 9,726 円
			ロ) 毎4時間以内につき1人 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の1割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業または著しく交通に不便 な場所における場合	基本料金の5割増以内

3. 最低料金

- イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき 60,000円
- ロ 液量検定に係る最低料金は、1件につき
- 本船油槽 24,970円
- 油槽はしけ 20,960円
- ただし、危険物の場合は 49,900円
- ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき 24,020円
- ニ 貨物の損害並びに原因鑑定に係る最低料金は、1件につき 65,000円
- とします。

4. 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき 426円

B 再発行の場合は、1枚につき 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

- | | |
|----|------------|
| 種目 | 1. 倉口検査 |
| | 5. (2)清掃検査 |

5. 消費税及び地方消費税の加算

- イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

(2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

- ② 特殊貨物とは、重量品（1個5トン以上のもの）、かさ高品（1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺もの）、甲板積貨物（舟の暴露甲板へ積まれるもの）、その他の特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

- ③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

- ④ 清掃検査において

- イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。
- ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

- ⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

- ⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- ハ 消費税及び地方消費税の加算については、
 - A 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - B 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑦ 実費

- イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。
- ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。
- ハ 委託者から通常の検査、検定または鑑定以外の特別な検査、検定または鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑧ その他

- イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

◎検査料金

(1) 料金の種類及び額

①基本料金

(単位 円)

種 目	基 準	金 額
1. 船体又は 属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超えるトン数に対しては1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000 4,400
2. 船体又は 機関の 損傷原因 又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については1,000 トン以下を増すごとに ただし、 イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ 損傷程度が大きいとき、又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 ハ 修繕費の算定を併せ申込みを受けたときは、次の料金を加算します。 修繕費算定額 600 万円まで 600 万円を超え1,000 万円まで 1,000 万円を超え2,000 万円まで 2,000 万円を超え3,000 万円まで 3,000 万円を超えるものについては	68,000 4,400 79,000 105,000 143,000 182,000 220,000

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定		1 隻につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定		1 件につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000
5. 船内燃料及び清水の数量検定		(イ) 油量検定 : 1 槽につき (ロ) 清水数量検定 : 〃 ただし、最低料金 1 隻につき	9,300 6,300 47,000
6 回 航 検 査	(1) えい航検査	被えい船 1 隻につき 全長 (1) 50メートル未満 (2) 50メートル以上 85メートル未満 (3) 85メートル以上 100メートル未満 (4) 100メートル以上 50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。 えい航距離 150海里以上 500海里未満 500海里以上 1,500海里未満 1,500海里以上 2,500海里未満 2,500海里以上 5,000海里未満 5,000海里以上 ただし、 イ 特に手数を要したときはその程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	97,000 139,000 185,000 230,000 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	

7. 船舶受渡時の 検査		総トン数 3,000 トン以下の船舶 110,000 3,000 トンを超え 5,000 トンまでの船舶 141,000 5,000 トンを超え 7,500 トンまでの船舶 165,000 7,500 トンを超え 10,000 トンまでの船舶 184,000 10,000 トンを超え 12,500 トンまでの船舶 204,000 12,500 トンを超え 15,000 トンまでの船舶 225,000 15,000 トンを超え 17,500 トンまでの船舶 243,000 17,500 トンを超え 20,000 トンまでの船舶 263,000 20,000 トンを超え 25,000 トンまでの船舶 271,000 25,000 トンを超え 30,000 トンまでの船舶 293,000 30,000 トンを超え 35,000 トンまでの船舶 316,000 35,000 トンを超え 40,000 トンまでの船舶 339,000 40,000 トンを超え 45,000 トンまでの船舶 359,000 45,000 トンを超え 50,000 トンまでの船舶 383,000 50,000 トンを超える船舶については、10,000 トン以下を増すごとに 24,000 ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、6 槽目から 1 槽につき右料金を加算します。 3,500 ロ 修繕費の算定を併せ申し込みを受けたときは、検査料金種目 2.ハの料金を加算します。	
8 船 倉 内 の 容 積 検 査	(1) 倉内積荷 占有容積	1 倉につき 検定量100 トン以下 10,600 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに 160 ただし、 イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき 65,000	
	(2) 倉内空積	4 区画以下 65,000 5 区画目から 1 区画につき 5,000	
9. 船倉の 清掃検査		2 倉以下 65,000 3 倉目から 1 倉につき 13,500 ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	

10. 船価鑑定	イ はしけ 1 隻につき ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ（1 隻につき） ハ 汽船（1 隻につき） 総トン数 100 トン以下 100 トンを超え3,000 トンまで 3,000 トン 〃 5,000 トン 〃 5,000 トン 〃 10,000 トン 〃 10,000 トン 〃 50,000 トン 〃 50,000 トンを超えるもの ニ 作業船等（1 隻につき） ホ 漁船（1 隻につき） 総トン数 100 トン以下 100 トンを超え1,000 トンまで 1,000 トンを超えるもの ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	65,000 83,000 108,000 132,000 201,000 303,000 350,000 415,000 185,000 127,000 162,000 198,000
11. はしけ、 機帆船等の 載貨重量測度 又は測度標示	載貨重量トン数100トン以下 はしけ 機帆船等 100 トンを超えるトン数に対しては10 トン以下を増すごとに はしけ 機帆船	32,000 40,000 2,900 3,900

12 タ ン ク 計 測	(1) 通常計測	イ 陸上油槽				
		① 油槽容量（浮屋根がない場合）				
		500 キロリットル以下				220,000
		500 〃 を超え 1,000 キロリットルまで				240,000
		1,000	〃	〃	5,000 〃	370,000
		5,000	〃	〃	10,000 〃	490,000
		10,000	〃	〃	20,000 〃	570,000
		20,000	〃	〃	30,000 〃	610,000
		30,000	〃	〃	40,000 〃	650,000
		40,000	〃	〃	50,000 〃	690,000
		50,000	〃	〃	75,000 〃	720,000
		75,000	〃	〃	100,000 〃	750,000
		100,000	〃	〃	150,000 〃	770,000
		150,000 〃 を超えるもの				790,000
		② 油槽容量（浮屋根がある場合）				
		500 キロリットル以下				240,000
		500 〃 を超え 1,000 キロリットルまで				260,000
		1,000	〃	〃	5,000 〃	400,000
		5,000	〃	〃	10,000 〃	540,000
		10,000	〃	〃	20,000 〃	620,000
		20,000	〃	〃	30,000 〃	670,000
		30,000	〃	〃	40,000 〃	710,000
		40,000	〃	〃	50,000 〃	750,000
		50,000	〃	〃	75,000 〃	780,000
		75,000	〃	〃	100,000 〃	820,000
		100,000	〃	〃	150,000 〃	840,000
		150,000 〃 を超えるもの				860,000
		ロ 特殊型油槽				
		球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合、イの5割増とします。				
		ハ 油槽船（油槽はしけを含む）				
		1 槽又は1 区画の容量				
		100 キロリットル以下				110,000
		100 〃 を超え 200 キロリットルまで				150,000
		200	〃	〃	300 〃	180,000
		300	〃	〃	400 〃	200,000
		400	〃	〃	500 〃	220,000
		500	〃	〃	750 〃	240,000
		750	〃	〃	1,000 〃	260,000

		1,000 " " 1,500 " 1,500 " " 2,000 " 2,000 " " 3,000 " 3,000 " " 4,000 " 4,000 " " 5,000 " 5,000 " " 7,500 " 7,500 " " 10,000 " 10,000 " " 15,000 " 15,000 " を超えるもの ただし、計測に特に手数を要したときはその程度 により 8 割以内を割増します。	270,000 280,000 300,000 310,000 320,000 330,000 350,000 370,000 390,000
	(2) 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合、上記イ、ロについては、 イの料金の10割増以上、ハについては、 ハの料金の10割増以上とします。	
13 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油（1 キロリットルあたり） 鉱油（上記以外）（1 キロリットルあたり） 動・植物油、化学成品類及び液化ガス（1 トンあたり） ただし、 ① 鉱油（原油及び重油を含む。）化学成品類及び液化ガスに ついては 5,000 キロリットルを超え10,000キロリットルまでについ ては5,000 キロリットルを超えるキロリットル数に対し 10,000キロリットルを超え20,000キロリットルまでについ ては10,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し 20,000キロリットルを超えるキロリットル数については ② 化学成品類及び液化ガスについては上記キロリットルを トンに読み替えます。 ③ 最低料金 ロ 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は イの20割以内を割増します。	6.50 11.30 26.30 上記料金の 2 割引 上記料金の 4 割引 上記料金の 6 割引 46,000

	(2) 清掃検査	1 槽につき 容量 1,000キロリットル以下 鉱油 動・植物油及び化学成品類等 容量1,000キロリットルを超えるキロリットル数に対しては、 1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。 ただし、 イ 特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。 ロ 前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。	30,000 37,000
14 貨 物 の 現 状 検 査	(1) 外装 または 内装	検査個数 20個以下（外装及び内装それぞれにつき） 20個を超える個数に対しては10個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 1,340 61,000
	(2) 内容品	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000
	(3) 裸かさ高品、 重量品、 車輛 (輸出自動車 を除く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 61,000
	(4) 輸出貨 物	イ 自動車 施検台数 100 台まで 1 台につき 101 台目より 300 台まで // 301 台目より 500 台まで // 500台を超えるもの // ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	1,000 600 290 130 61,000 58 61,000

	(5) 個数により難しい貨物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 350 61,000
	上記(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。		
15.	製品検査	検査貨物の価額の0.7 %以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用を別途申し受けます。	76,000
16 原 材 料 検 査	(1) 銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 76,000
	(2) 非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 76,000
	(3) 木材の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 76,000
	(4) その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の0.7 %以内とします。 ただし、最低料金	76,000
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
17 見 本 (試料)採取	(1) 鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 以内 76,000
	(2) 非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 以内 76,000
	(3) 非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 以内 76,000
	(4) 各種金属類	1 トンにつき ただし、最低料金	274 以内 76,000
	(5) 食品類等	1 トンにつき ただし、最低料金	141 以内 76,000

	(6) 肥料類	1 トンにつき ただし、最低料金	112 以内 76,000
	(7) 液体貨物 (L. P. G. 液化ガスを含む)	イ 船舶油槽：1 槽につき ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ロ 油槽はしけ：1 槽につき ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ハ 陸上油槽：1 槽につき ただし、同時に 2 槽以上にわたり採取した場合は 2 槽目から 1 槽につき ニ 容器入：1 個につき ただし、最低料金	11,100 7,600 32,000 6,100 4,500 26,000 32,000 17,600 400 34,000
	(8) その他の 貨物	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
	ただし、 イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の 5 割増とします。 ロ 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は 20 割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000 以内
18 封 印 及 び 解 封 検 査	(1) 封印検査	イ 本船 封印 1 個につき ただし、最低料金 ロ はしけ、機帆船 1 隻につき ただし、(1) 同時に 3 隻以上を検査した場合は 3 隻目から 1 隻につき (2) 最低料金 ハ 上記イ及びロ以外 封印 1 個につき ただし、最低料金	860 40,000 14,000 8,800 40,000 860 40,000
	(2) 解封検査	封印検査料金の 3 割減とします。 ただし、最低料金	35,000

② 割増料金

種 目		内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,433 円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,919 円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業、ただし深夜から引続きの場合は(2)によります。	毎1時間につき 1人あたり 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 ロ 21時30分から8時30分までの間における作業	イ 毎4時間以内につき 1人あたり 9,726 円 ロ 毎4時間以内につき 1人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の1割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の5割増以内

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき 426円

B 再発行の場合は、1枚につき 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の検査種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、

2日目から基本料金のほか1日につき 21,807円

を申し受けます。

種目 1 船体又は属具現状検査

2 船体又は機関の損傷原因又は状態検査

3 はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

9 船倉の清掃検査

13 (2)清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間に限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し

申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。

ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

鑑定・検査別掲料金

(1) 出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

- | | |
|---|---------|
| ① 往復に要する日数、毎1日につき | 21,100円 |
| ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ | 13,100円 |
| ② 新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は
それぞれ毎1日につき | 12,000円 |

(2) 旅費

事務所所在地以外の地域に出張して鑑定・検査を行った場合は、つぎのとおり旅費を申し受けます。

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 宿泊料（日当を含む）1日につき | 17,000円 |
| ② 交通費（鉄道乗車賃、乗船料、航空賃） | 実費 |

(3) 鑑定・検査付帯費

検定に要したタクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

(4) 油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料1個につき640円を申し受けます。

(5) 検定能率甚だしく不良その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

9) 検量料

◎日本海事検定協会

(令和6年4月1日実施)

(1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

(2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
一 般 貨 物	238.20

(注) 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議のうえ、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物

(1トンにつき 単位円)

品目				金額
一般貨物				196.50
特 定 貨 物	元地 袋入	穀類		226.90
		ふすま・魚粉等		340.90
	撒揚袋詰め穀飼類			173.60
	棉花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準じるもの		538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		302.90
	冷凍品・冷蔵品			379.10
	銑鉄			123.80
	鉄屑・非鉄金属鉱石			147.10
	木材	水面 貨物	南洋材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリー材	220.10
			北洋材	294.00
		陸上 貨物	南洋材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリー材	292.60
			北洋材	340.60
	撒 貨 物	砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00
穀飼類		トラックスケールによる場合	150.10	
		ホッパースケールによる場合	47.00	

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月 1 日より翌年 3 月31 日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

イ 3ヶ月以上の長期契約があること

ロ 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

ハ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量 10 トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物 (1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	金額
昼間（8時30分から16時30分まで）	2,823
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,391

ロ 陸揚貨物 (1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	金額
昼間（8時30分から16時30分まで）	3,035
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,721

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における 1 件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の 4 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 4 トンに満たない場合は、4 トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ 船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

⑧ 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 40銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 35銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

（1）消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

（2）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災・海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船積・陸揚貨物検量別掲料金

1. 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

① 出張料金

イ 都・市内（船積貨物検量指定場所以外）1 場所 1 回につき 1,560円

ロ 事業所所在地以外の地域

往復に要する日数 毎1日1口につき 19,500円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ 9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合毎1日1口につき 9,800円

② 宿泊料（日当を含む）1 日につき 17,000円

③ 交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）..... 実費

2. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として、50,000 円以上を申し受けます。

◎日本穀物検定協会

(平成7年8月12日実施)

1. 検量料金 (1トンにつき)

港湾福利分担金 1トンにつき40銭及び

労働安定基金 1トンにつき35銭を含む

- (1) 撒穀飼類 (イ) トラックスケールによる場合 150.85円
 (ロ) ホッパースケールによる場合 67.75円
 但し吸揚機1基当りの時間当り公称能力(計量能力)
 400トン以上の大型サイロについては 60.55円
 とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
- (2) 撒揚袋詰穀飼類 174.35円
 とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
- (3) 元地袋入穀類 227.65円
 飼料原料用穀類(とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等)
 油脂原料用穀類(大豆、綿実、ゴマ等)
 食品用穀類(大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等)
- (4) 元地袋入ふすま、魚粉等 341.65円
 ペレット類
 ミール類(Feather meal, Ground Nuts meal, Soybean meal, Cobmeal, Fish meal,
 Fish scrap 等)(但し汚染貨物を除く)
 糟糠類(Bran, Pollard 等)
 澱粉類(Tapioca Starch, Potato Starch 等)
 乳脂類(Milk 等)

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

(1) 待機料金 (1口1時間につき)

(注) 昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。

(2) 検量証明書発行手数料

(ロ) 検量明細書	1枚につき		312円
-----------	-------	-------	------

(イ) 出張料金

(ロ) 宿泊料 (日当を含む) 1 日につき 17,000 円

(4) 能率不良貨物でトン数により難い場合は実費を申し受けます。

4. 料金の計算方

(1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

(2) 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金をそれぞれ基本料金とします。

(3) 割増料金が重複する場合には、基本料金表にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの料金を合算します。